■ 羽田地区不法係留船に対する簡易代執行について 平成 18 年 9 月 28 日~10 月 18 日

京浜河川事務所は、平成18年9月28日~10月18日にかけて、多摩川水系多摩川左岸1.5k~2.4k付近(大田区羽田6丁目~3丁目地先)の河川区域内において、権原を有する者(以下「所有者等」という。)を確知することができなかった船舶について、河川法第75条第3項に基づく公告を行い、同公告の措置の期限までに撤去されなかった船舶44隻について、撤去を実施しました。



H18 簡 易 代 執 行 のようす

なお、撤去後、河川法第75条第5項の規定に基づき、返還のための公示を 行います。

撤去した船舶の処理方針について

- (1) 東京都大田区羽田空港 2 丁目及び神奈川県川崎市川崎区大師河原 1 丁目地先において、河川法第 75 条第 4 項の規定に基づき、保管します。
- (2) 河川法第 75 条第 6 項の規定において、公示後、3 ヶ月経過しても返還することができない場合において、船舶の評価額に比して、保管に不相当な費用を要するときは、当該船舶を売却し、売却代金を保管することができると定められていることから、保管後、船舶の鑑定評価を行い、その結果によっては、売却手続きを取る予定です。
- (3) 船舶の評価額が保管費用を負担するに相当な場合は、6ヶ月間保管します。

6ヶ月間保管経過後は、河川法第75条第10項の規定に基づき、撤去物件の所有権が国に帰属することから、その後河川管理者が処分を行います。

(1) なお、撤去物件については、所有者等が返還を求めた場合、所有者であることが証明されれば、河川法施行令第39条の7の規定に基づき受領書と引き替えに返還致しますが、河川法第75条第9項の規定に基づき、所有者には費用請求を行うこととなります。